

鹿屋市・枕崎市・阿久根市・指宿市・垂水市・薩摩川内市・日置市・曾於市・いちき串木野市・南さつま市・志布志市・南九州市・伊佐市・三島村・十島村・さつま町・長島町・湧水町・大崎町・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町・屋久島町・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・与論町の方

※事務局記載欄

申請書類送付状（申請者による書類チェックシート）

書類が添付されているか、記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、□にチェック✓を入れて、この様式が申請書類の先頭にくるように並べてください。（提出するものにのみ□にチェック✓を入れてください。）

- 1 申請書類送付状（申請者によるチェックシート）（様式1）
※ このチェックシートも必ず提出してください。
- 2 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金申請書（様式2）
※ 「様式2」中、別紙については、店舗毎に必要です。用紙が不足する場合は、必要枚数コピーしてください。

！ ご注意ください ！

- ① 店舗毎の申請様式は2種類あります。
「様式2の『要請対象施設の店舗』」と「様式2別紙」は、措置区域（鹿児島市・霧島市・始良市）と措置区域以外の2種類に分かれています。（協力金の金額が異なるためです。）店舗毎に該当する様式を使用してください。
- ② 先渡給付額について（鹿屋市・薩摩川内市の方で先渡給付を受けた方）
「様式2の『1申請者』」下部の＜申請額＞支給申請額（合計）の欄については、先渡給付額を控除せずに全額を記入してください。事務局で先渡給付額を確認のうえ、支給申請額（合計）から先渡給付額を差し引いた額を支給いたします。
- ③ 先渡給付を申請した方は、売上高方式で提出してください。

- 3 振込先口座通帳の写し（申請者本人名義）
※ A4指定用紙（別紙の①、②）に貼り付けてください。
- 4 本人確認書類の写し
※ A4指定用紙（別紙の③）に貼り付けてください。
- 5 営業実態が確認できる書類の写し（確定申告書等）
- 6 要請対象施設の店舗の写真（店舗毎）
※ A4指定用紙（別紙の④）に貼り付けてください。
※ 2店舗目以降の写真は、（別紙の④）を必要枚数コピーし、貼り付けてください。
- 7 営業に必要な許可証等を取得していることがわかる書類の写し（店舗毎）
- 8 営業時間短縮期間及び短縮した営業時間が確認できる書類（写しで可）、その写真
※ A4指定用紙（別紙の⑤）に貼り付けたもの （店舗毎）
※ 2店舗目以降の書類は、（別紙の⑤）を必要枚数コピーし、貼り付けてください。
- 9 誓約書（様式3）
※ 必ず、自筆で署名してください。

裏面に続きます

鹿 児 島 県 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 時 短 要 請 協 力 金

(要請期間：8月20日～9月12日)

29市町村

受付番号

鹿屋市・枕崎市・阿久根市・指宿市・垂水市・薩摩川内市・日置市・曾於市・いちき串木野市・
南さつま市・志布志市・南九州市・伊佐市・三島村・十島村・さつま町・長島町・湧水町・大崎町・
東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町・屋久島町・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・与論町の方

※事務局記載欄

- 10 同意書（様式4）
※ 必ず、自筆で署名してください。
- 11 理由書（様式5）【申請書と営業許可証の内容が異なる方は提出してください】
- 12 売上高が確認できる書類（店舗毎）
【「売上高方式」を用いた方で、協力金の額が、申請する店舗の全てについて、
下限額（措置区域については72万円、措置区域以外については60万円）の
中小企業者は、提出を省略できます】
※ 申請要領を確認し、必要な書類を提出してください。

〔申請者〕住所

名称及び代表者職・氏名

(個人の場合は氏名)

担当者名

電話番号

携帯電話番号

F A X
